

## ○ 鹿児島県総合体育センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（利用料金の減免）

**第12条** 指定管理者は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、教育委員会の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

## ○ 鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則（抜粋）

（利用料金の減免）

**第12条** 条例第12条の規定による利用料金の免除は、次に掲げるときに行うものとする。

- (1) 鹿児島県が主催し、又は共催する体育関係行事に利用するとき。
- (2) 鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催し、又は共催する体育関係行事に利用するとき。
- (3) 鹿児島県小学校体育連盟、鹿児島県中学校体育連盟又は鹿児島県高等学校体育連盟が主催する各種大会に利用するとき。
- (4) 財団法人鹿児島県体育協会（昭和44年8月23日に財団法人鹿児島県体育協会という名称で設立された法人をいう。以下「協会」という。）が主催して、又は教育委員会の委託若しくは補助を受けて行う事業に利用するとき。
- (5) 協会が国民体育大会に向けて強化する目的で指定した選手、学校、職場又はスポーツクラブが練習に利用するとき。
- (6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」と総称する。）の介護者が、施設等を独占的な利用以外の方法によりスポーツ活動として利用する当該障害者と同時に利用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めたと

2 条例第12条の規定による利用料金の減額は、次に掲げるときに行うものとし、その額は、当該利用料金の5割相当額とする。

- (1) 県内に設置されている小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒及びその引率者が、学校行事として体育的行事に利用するとき。
- (2) 障害者が、施設等を独占的な利用以外の方法によりスポーツ活動として利用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めたと

3 前2項に規定するもののほか、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 条例第12条の規定により、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。